

移住定住促進事業

お試し住宅利用ガイド

お試し住宅は、魚沼市への移住をお考えの方が、日常生活を送るなかで、魚沼の「豊かな自然」や「食」など魚沼市の魅力を体験してもらうと共に、仕事や住宅等移住に向けた情報収集をする際の拠点とするものです。

○ 対象施設

- ① 市有新保住宅 405・505号室 駐車場 各1台、貸出用自転車各1台
- ② 市有福山住宅 303号室 駐車場 1台

○ 利用期間

3日～30日

※魚沼市コワーキングスペース利用移住検討者（3日～3ヶ月）

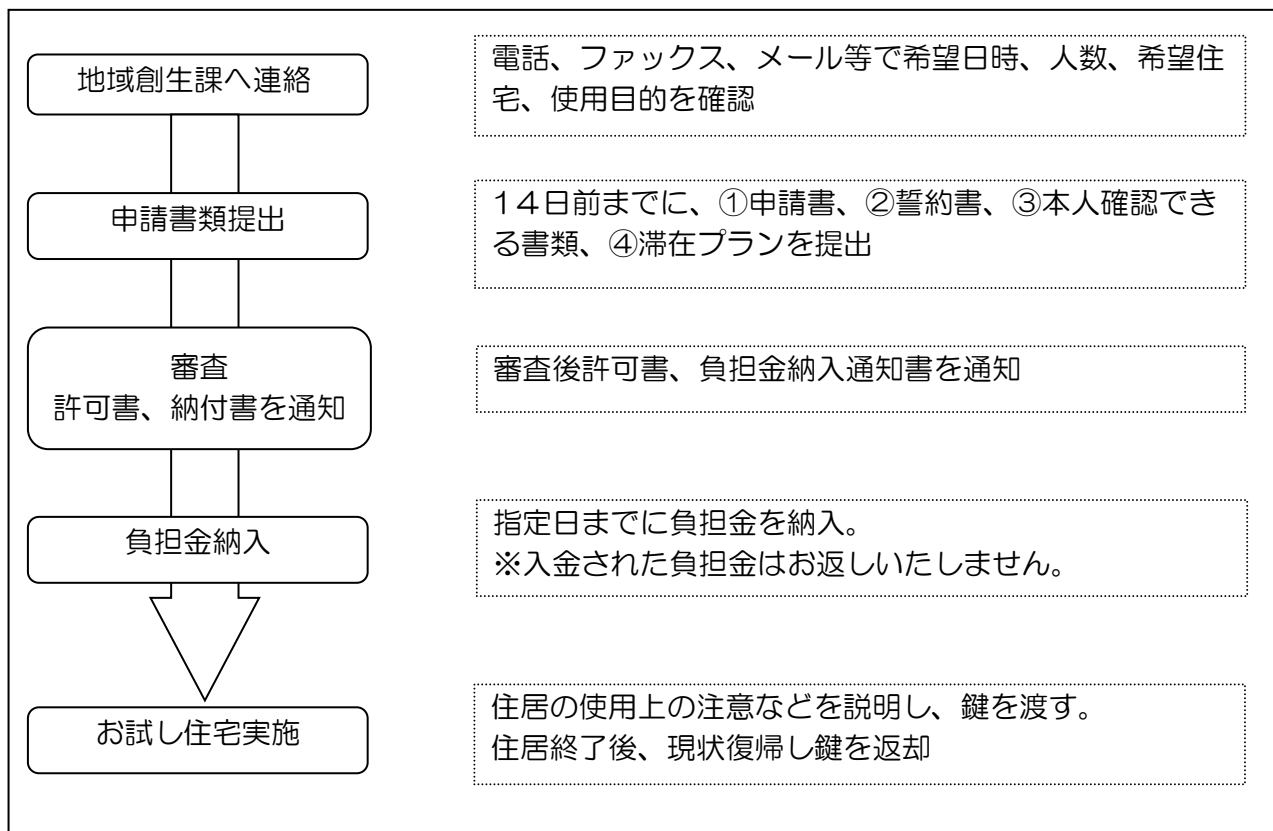
○ 施設利用負担金

1日あたり1,000円（既に収めた負担金は原則として返還しません）

その他、交通費、飲食費、消耗品など生活する上で必要な経費、備え付けの器具以外の器具の費用は利用者の負担となります。

※電気、ガス、水道料、下水道料、テレビ受信料(地上契約のみ)、ゴミ袋等は市が負担します。

○ 申請の流れ



○利用者が守らなければならない事項

- ①暴力団、暴力団員は使用しない。
- ②第三者への転貸、許可を受けた権利の譲渡をしない。
- ③戸締りや、火災予防、盗難予防など安全管理に努める。
- ④清掃、除雪は適宜行う。
- ⑤ごみは市が定める日時、分別等に従う。
- ⑥住宅の増築、改築、模様替えをしない。
- ⑦施設に備付けの器具類は適切に取り扱う。
- ⑧鍵の紛失や備付の器具類が破損した場合は直ちに報告する。

○利用者の禁止事項

- ①寄附の募集、その他これに類する行為
- ②事業又は、営業
- ③興行、展示会、その他これらに類する行為
- ④文書、図面、その他の物の掲示又は配布
- ⑤政治活動、又は宗教活動
- ⑥動物の飼育
- ⑦周辺住民に迷惑を及ぼす行為
- ⑧建物の建築又は工作物の設置
- ⑨その他、おとし住宅の使用にふさわしくない行為

○利用者を取り消す場合

守らなければならない事項や、禁止事項に違反したとき

○損害賠償

利用者が住宅や備付け備品を汚損、損傷、滅失した時は直ちに届け出て、その損害を賠償しなければなりません。ただし、管理者が特別な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

○施設

住宅名	建築年度 構造・階数	ガス	エレベーター	駐車	風呂	屋根	その他	間取り
新保住宅 405・505号室 (新保120-1)	H5 鉄筋5階	LP	×	○	○	耐	駐輪場	6・6・4.5・DK(6)
福山住宅 303号室 (福山新田729-2)	S62 鉄筋3階	LP	×	○	○	耐		6・3・K(3)

○備付器具

照明器具、ガスコンロ、給湯器、エアコン、テレビ、冷蔵庫、炊飯器、布団、調理器具

【魚沼市地域創生課まちづくり係】 電話：025-792-9752 FAX：025-792-9500
E-MAIL：chiiki@city.uonuma.lg.jp URL：http://www.city.uonuma.niigata.jp
移住・定住専用ホームページ http://www.musubi-uonuma.jp/